

射水市告示第168号

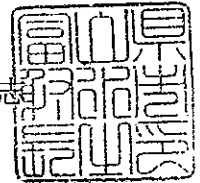
字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の字の区域を次のとおり変更するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による射水市堀内土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成25年9月30日

射水市長 夏野元志



市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「あおぼ台二丁目」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
射水市	堀内		354の1、355の1、356の1、357の1、358の1、359の1、360の1、361の1、362の1、363の1

上記の区域内にある市有地の全部及び隣接する射水市大門本江字浦川の市有地の一部を含む。